

会 議 記 録

会議名称	第2回 杉並区産業振興審議会
日 時	平成24年6月6日（水）午後2時00分～午後3時50分
場 所	中棟6階 第4会議室
出席者	委員 井上、今村、金子、小竹、下田、滝澤、田中、徳田、内藤、中村（浩）、 中村（實）、松島、両角、松本 区側 区民生活部長、産業振興センター所長、産業振興センター次長
配付資料	資料1 杉並区の中小企業支援施策の現状 資料2 他自治体の中小企業振興に関する条例 資料3 「杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例」について 杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例 参考資料 中小企業憲章（平成22年6月18日閣議決定） 杉並区の将来人口及び世帯数の推計について （23年7月政策経営部企画課） 杉並区産業振興審議会の進め方
会議次第	1 開会 2 資料説明 ・杉並区の中小企業支援施策について ・他自治体の中小企業振興に関する条例について ・「杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例」について 3 議題 「（仮称）中小企業振興基本条例について」 4 今後の進め方 5 事務局から連絡事項 6 閉会

○会長 それでは、定刻でございますので、第2回の杉並区産業振興審議会を開会したいと思います。

前回、皆様のお考えをざっと伺ったわけでありまして、今回から少しテーマを絞って議論していきたいと思っております。

まず、事務局から、きょうの配付資料の確認及び欠席委員についてのご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。それでは、私、安尾から説明させていただきます。

まず、配付資料でございますが、1枚目が本日の次第でございます。それから1枚めくっていただきまして、2枚目がお配りしております資料一覧、それから、その次が席次表でございます。

それから、資料1、これが後ほど説明させていただきます杉並区の中小企業支援施策の現状。

それから、資料2、これは第1回の際に皆様方にもご配付させていただきましたが、中央区、板橋区、豊島区、新宿区の中小企業振興に関する条例の抜粋でございます。

それから、参考といたしまして、中小企業憲章、これは平成22年閣議決定されたものでございます。それから、資料3「杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例」について、これにつきましては、きょうご議論いただきます中小企業振興施策、特に諮問させていただきました中小企業振興基本条例との関係性がございますので、きょう説明させていただきます。

それから、次をおめぐりいただきまして、参考、平成23年7月政策経営部企画課、杉並区の将来人口及び世帯数の推計について。第1回の際に人口動態がどうなっているのかというようなご質問がございましたので、これを参考にさせていただければと思っております。

それから、その次が24年6月6日、第1回杉並区産業振興審議会の会議録についてのご願いでございます。この発言内容をご確認いただきまして、訂正が必要な場合には、訂正内容を明示の上、メールまたはファクスにてご返答いただければと思っております。なお、この審議会につきましては、区のホームページに、お名前は記載しませんが、匿名で掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、最後に杉並区の産業実態調査報告書ということで、前回、パワーポイントで説明させていただきました元データがここに記載されてございます。

配付資料につきましては以上でございます。

それから、本日、7名の委員の方が欠席されております。それから、第1回、前回欠席されまして、本日、初参加の委員といたしまして、今村委員それから下田委員と、お二方、きょうはよろしく願いいたします。

それから、西武信用金庫の川本委員が6月1日付で人事異動になられたということでございまして、急遽、特例といたしまして代理で、西武信用金庫の松本聡様に本日出席していただいております。ご了承いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。金融機関の関係者としての委員は、今後、事務局も含めて調整をさせていただきまして、次の審議会で新たに委嘱を行いたいというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、前回ご欠席されて、きょう初めてご出席いただきました委員から、一言、自己紹介を兼ねてごあいさつをいただきたいと思っております。

○委員 皆さん、こんにちは。今村国治です。杉並区の町会連合会の会長を仰せつかっておりまして、私自身、荻窪の生まれ育ちでございます。したがって、地域の商店街、お祭り、町会といった方面に力を注いでおります。

前回は杉町連の総会の日でございまして、出席できませんで、大変失礼いたしました。今後とも頑張っておりますので、どうぞよろしくご指導をお願いします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、委員、よろしく願いいたします。

○委員 東京青年会議所から参りました、下田恭子と申します。

私は、杉並区に住んではいないのですが、逆に外部から、外からの目線ということで参加させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、今、きょうの資料をご確認いただいたと思っておりますが、その中身について、次長の方からご説明をいただきたいと思っております。

それでは、次長、よろしく願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。それでは、私から、大きく3点ほど次第に記載のとおり、杉並区の中小企業支援施策、それから、他自治体の中小企業振興に関する条例、それから「杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例」、この3点について続けて説明さ

せていただきます。

続けてで、会長よろしいですか。

○会長 続けてご説明いただいて、その後でまたご質問等いただきたいと思います。

○産業振興センター次長 はい、わかりました。

それでは、まず、杉並区の中小企業支援施策につきまして説明させていただきます。

1枚目に、ちょっと関連図といいますか、中小企業振興施策の現状ということで、事業主への支援と、それから勤労者あるいは求職者に対する支援と、わかりやすくさせていただきました。一番左上の事業主に対する支援は、大きく分けて、1番、経営支援と、2番、創業・起業支援がございます。それから、勤労者に対する支援といたしましては、勤労者福祉事業。それから求職者に対しましては、就労相談、就職面接会、就労セミナー等がございます。

1枚おめくりいただきまして、それぞれの内容について説明させていただきます。

まず、事業主に対する支援の大きな柱として、1番、経営支援がございます。その経営支援、これも二つございまして、(1)経営相談と(2)融資あっせん。(1)の経営相談ですが、この目的は、経営の安定と近代化を図っていききたいと。具体的には、販売の促進であるとか、資金繰り、独立の開業、あるいは労務関係と、そういった相談を承っております。

産業振興センターの相談室に1日4コマを予約制で受けておりまして、相談者には中小企業診断士による経営相談を行っております。実績でございますが、23年度ベースでいきますと、年間で個別相談は93件ですね。ただ、窓口でいろいろ相談を受ける場合もございまして、窓口は約2,000件でございます。

それから、事業所アドバイザー派遣、これは1事業所あたり2回を上限に派遣をしてございまして、その派遣経費を区が負担してございます。これは専門家を事業所現地に派遣いたしまして、経営の改善、店舗のリニューアル、レイアウト、商品の陳列方法の改善などをアドバイスしているところでございます。

現状と課題でございますが、区内の経済事情に詳しい相談員や専門家を配置して、きめ細やか相談やアドバイスを実施しているところでございます。それから、課題でございますが、経営内容の多様化に対応するために、税理士であるとか公認会計士であるとか、中小企業診断士以外の他の専門分野の相談員による相談であるとか、それからニーズに柔軟に対応するための夜間相談、それから同業者同士の意見交換、そういった、区の方にお越しいただかなくても、皆さんで有為な情報交換あるいは多様な相談の形式もあるかなとい

うふうに考えております。

それから、(2)融資のあっせん。これは非常に件数といいますか、種類が多うございまして、産業融資資金、事業資金を低利で借り入れできるように契約金融機関に融資あっせんを区の方で行っているところでございます。

現状と課題でございますが、丸の一つ目、区の利子補給による低金利、返済の据置期間の設定。平成19年度からは、緊急経済対策として、無利子融資（3年間）を実施しているところでございます。リーマンショック以降、非常に景気が悪くなりましたので、中小企業支援として、この緊急経済対策を行っているところでございます。それから、この融資あっせんにつきましては、非常に種類が多くて利用しづらいというようなお声も聞かせていただいておりますので、もう少し簡潔といいますか、わかりやすい制度にしていく必要があるかなというふうに認識してございます。全体の利用件数が、照会件数が約1,000件から2,000件の幅がございまして、実際に貸し出した件数はそのうちの8割から9割程度になってございます。

次のページをお願いします。

(3)次世代育成事業ということで、これは後継者の育成という課題に対応するために、こういったセミナーを開催してきてございます。商店街連合会さんと協働で毎年度実施してございまして、具体的な内容は、講演会を開いたり、あるいはセミナー形式で皆さんと意見交換を行うとかいうようなところでございます。

現状と課題でございますが、このセミナーは、対象が商業者になっておりまして、これは商店街連合会さんと協働というところもありまして、対象を商業者に限らせていただいております。ただ、幅広い中小企業者を対象とする取り組みも必要であろうかと。それから、後継者の育成は、単発のセミナーではなくて、比較的中・長期的に取り組む必要があるだろうと。それから、ここにちょっと記載はございませんが、このセミナーが主目的である後継者の育成につながっていないのではないかという問題意識を持っておりまして、もう少しスキルアップとかキャリアアップを図れるような事業形態が必要かなというふうに思っております。

次に、大きな2番の創業・起業支援。(1)(2)(3)とありまして、(1)創業・起業相談。これも先ほどと同じ商工相談、事業所アドバイザー派遣がございまして。これは起業、創業する場合の相談を受け付けたり、アドバイザーを派遣するという内容でございまして。

それから、融資のあっせんでございますが、産業融資資金あるいは創業支援融資資金と

いう名目で、開業資金を低利で借入れできるように契約金融機関に融資あっせんを行っているところがございます。

現状と課題でございますが、開業の方法、手続きや資金計画の立て方などをきめ細かく教えるセミナーなど、多様な方法による創業支援が求められているのではないかという問題意識を持っておりまして、東京都や東商さんが創業支援セミナーというようなものを開催しております。そちらとの関係、それぞれ独立しているのではなくて、関係性、連携を持つ必要があるというふうに思っております。

それから、創業支援施設、阿佐谷キックオフ／オフィス、これは平成15年2月にオープンいたしまして、阿佐谷地域区民センターの1階9室を貸し出ししております。創業間もない期間の事務所としてSOHOインキュベーション施設を設置し、9室を貸し出しているところ。おおむね1室約10平米で、賃借料は月額約3万円前後という低家賃でお貸ししているところがございます。

現状と課題でございますが、起業後、経営が安定化してきて、事務所を本社を区内ではなくて区外に構えて出ていってしまうというような起業家も比較的どうございまして、区内経済への循環が進んでいないと。区内で引き続き事業継続が図れるための支援が必要ではないかと思っております。ちなみに区外に転出する事業の業態はIT関連が多くて、なぜIT関連かといいますと、取引先が都心に多いというような話は聞いております。

続きまして、次のページをおめくりください。

3番、勤労者支援。これは中小企業で働く勤労者を支援する事業でございまして、主に福祉事業をやっております。これまでは中小企業勤労者福祉事業といたしまして、現状と課題の丸の一つ目、ちょっと飛ばさせていただきますが、23年度末に財団法人杉並区勤労者福祉協会、ここの協会がこの事業を行っておりましたが、3月末で解散いたしまして、今年度すべての事業を区が引き継いでおります。

なぜ勤労者福祉協会を解散したかといいますと、公益法人制度改革に伴って、ここの財団法人を公益財団法人にするのか、あるいはこのとおりに解散するのか、あるいは引き続きはちょっと無理ですので、元へ戻って任意団体でこの事業を継続するのか。いろんな選択肢がありまして、最終的に区の判断も踏まえて、協会様のお考えもございまして、協会さんといたしましては事業を区が引き継いで、サービスの低下を招かない場合には解散、移譲しようという形で理事会と評議員会のご意見をいただきましたので、今年度24年度からは区が全部の事業を引き継いでおります。

ただ、区がこれを引き継いだ大きな理由は、サービスの低下を招かないというだけではなく、先ほどの1枚目にちょっとお戻りいただきたいんですが、中小企業振興策の一つとして勤労者福祉事業があると。そういう位置づけをしていきたいと区の方でも考えております。事業主の支援だけではなくて勤労者に対する支援も必要だと。その勤労者に対する支援、例えばスキルアップであるとか福利厚生を充実することによって雇用も確保をされるし、また、勤労者がその企業で定着することによって経営の安定化にもつながると。いろいろな相関関係がありますので、全体との関係でこの勤労者福祉事業を進めていきたいと。ただ、ここ10年、事業参加者数が減少しておりまして、また利用率も低下しております。勤労者のニーズにマッチしていない事業を展開している可能性もあるというふうな問題意識としては持っております。そこの見直しも、今後、区としてやっていく必要があるかというふうに思います。

それから4番は求職者支援ですが、(1)就労相談、面接会・セミナー、こういった3本柱で求職者の支援を行っています。一つ目の就労相談、適職診断、これは週1回、予約制でキャリアカウンセラーが就労相談を行っております。相談者の話をよく聞きまして、就労の動機付けや、就労に向けた手続きなどの相談に対応しているところでございます。また希望者には適職診断も実施しているところでございます。

それから就職面接会。これはハローワーク新宿、中野区との共催で、就職面接会を年2回ほど開いております。また、福祉関係では、高齢者の所管とハローワーク新宿とともに、「福祉のおしごとフェア」というものを年1回開催しております。それから、就労セミナー。これは、昨年は若手の就労支援セミナーというのを開催いたしまして、十六、七名ぐらい参加したところでございます。

それから、現状と課題でございますが、区は職業紹介権を持たないことから、その職業紹介権、まあ、権利ではないんですけども、職業安定法上、厚生労働大臣の許可を得ないと職業紹介ができないという法律上の縛りがございますので、区は今現在その承認をいただいております。引き続き、ハローワークとの連携によって、就職面接会などを定期的には実施していきたいと。それから、よりきめ細やかな相談を行い、面接会やセミナーなどいろいろ組み合わせてスキルアップを図り、具体的な就労に結びつけられるように、一連の支援を行ってきたいと。ここにちょっと記載がございませんが、今年度、特に若者を対象とした就労支援センターを、区としては開設する予定でございます。

それから、最後になりますが、就労情報提供ということで、ホームページ、すぎなみワ

ークインフォメーション、こちらに区内事業所の求人情報を掲載してございまして、また、求職者への情報提供を行っている。

現状と課題でございますが、求職者は、直接事業者へ連絡をとる形式としております。これは、区が紹介を行っているというよりは、区内事業所が求人情報を掲載している。そういう形をとってございまして、正規職員ではなくて、パートの情報が比較的多くて、長期雇用につながるケースが少ない。それから、国や都の就労施策や関連情報も含めて、総合的な情報提供を行う必要がある。これもちょっと記載がございませんが、10社程度しか、まだ、なかなか手を挙げて求職情報を載せている企業がありませんで、この必要性があるのかというようなことは、議会では指摘されているところでございます。

○会長 ちょっとよろしいですか。今の説明の中で、ここははっきり聞いておきたいということがあれば、ここで質問をしていただいて、質問にお答えいただこうと思いますが、いかがでしょうか。

何か今のところで——ここは結構大事なところで、今、区がこういう施策をしているということについてのご紹介がございました。次長のご説明は、ただ現状の説明だけでなく、現状の問題点についても少し触れていらっしゃると思いますので、皆さんの方からも今のご説明に関しまして、はっきりしておこうというところがありましたら、ここで質問していただきたいと思います。

私、皆さんが考えている間に一つだけ質問させていただきます。4番目の求職者支援がありますけれど、これは区は職業紹介権を持たないというお話がありましたが、就業相談とか面接会、就労セミナーというのは、実施主体はどこなんでしょうか。区なんでしょうか、それともそのほか、ハローワークがやることを応援しているということだけなんでしょうか。どういうことなんでしょうか。

○産業振興センター次長 就労相談、適職診断、これは主催は区でございます。

○会長 区がやるのですね。

○産業振興センター次長 はい。この就労相談では、あくまで相談でして、職業紹介とか、そういうことでやってございません。

○会長 職業紹介じゃないからできるということですか。

○産業振興センター次長 そうです。就職に結びつけられそうな方の場合には、ハローワーク新宿を紹介したり、あるいは東京しごとセンターを紹介したりしています。

○会長 なるほど。

○産業振興センター次長 面接会は共催でございます。ハローワーク新宿と杉並区との共催、あるいは中野との共催ということになります。

○会長 はい、わかりました。

ほかに、ここで今のご説明に関しましてご質問ございますでしょうか。

○委員 よろしゅうございますか。区でこういう経営支援活動をやられているわけでございますけれど、その予算というのが、10年前、5年前、現在と、増えているのか、横並びなのか、減っているのか、その辺のところをちょっとお知らせいただきたいと思いますが。

○会長 お手元に資料があれば数字をお答えいただけたらいいと思いますが、もし資料がなければ、増えているとか横ばいとかいう大体の感じでも結構だと思います。

○産業振興センター次長 10年前の資料は手元にないのですが、5年前に比べますと、ほぼ倍でございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

○委員 幾つかお聞きしたいことがあります。まず、次世代育成の若手リーダー養成セミナー、このセミナーの内容はどういったものをやられているのですか。それが後継者の育成に役立っていない現状とあるのですが、それはこの後継者の方に伺って、実際に余り役に立たないと言われたのでしょうか。

次に、創業支援施設でキックオフ／オフィスとありますが、この間もない期間というのは、何年から何年のことで、今需要はどれぐらいあるのかということ。最後に、その後の就労者支援では、先ほどやはりニーズにマッチしていないということですが、それは何を踏まえてニーズにマッチしていないと判断されたのかということをお伺いしたいと思います。

○会長 幾つかありましたけど。

○産業振興センター次長 1点目の若手リーダーの養成セミナーの内容は、後ろで準備させていただきますので、お待ちください。

それから、キックオフ／オフィスの在籍、在室期間は原則2年、それで更新1年可能でして、最大3年まで可能でございます。

この9室ですが、ほとんど埋まっておりまして、退所後の公募をしますと何人も手を挙げてこられておりまして、一次審査、二次審査を経て空き室を埋めている状況でございます。

それから、勤労者福祉事業のニーズにマッチしていない根拠ですね、ご質問は。何が根拠かといいますと、事業者数が昔は1,500とか2,000事業所が参加していましたが、今は1,000強。協会自体の会員数が約4,000人ぐらいいましたが、今現在は3,000人。つまり、いろいろな努力をしているのですけれども、事業者数、会員数、利用者数が減っている。これは、教養講座とかカルチャーセンターで、類似した講座が多々あることも一因ですが、内容的にも本当に中小企業で働く勤労者が求めているのか疑問な事業も幾つか散見されています。そういう点を、区としては一定程度整理していきたいというふうに考えております。

○会長 ありがとうございます。

今のお答えに関してなんですが、キックオフ／オフィスですか、これはどんなタイプの産業が入っていらっしゃるんでしょう。工業や商業ではないかもしれないと思っているのですが、どんな産業が入っているかだけ、もし手元の資料でわかれば教えてください。細かくなくていいですが、こんな業種がということでご説明いただけますか。

○産業振興センター次長 手持ちに今ございますので、大まかには答えられそうかと思えますけれども、主にIT関係が多いですね。

○会長 ああ。典型的な製造業ではない、商店街の中にあるような商業ではない、新しいタイプの産業がそこに入っているということですね。

○産業振興センター次長 はい。

○会長 はい、わかりました。

ほかにございますでしょうか。

○委員 団塊世代が定年を迎えて、そういう人たちが区内に増えていると思うのですが、今のご説明の中では、特に定年を迎えた人、高齢者向けに支援するというようなことが余りなかったように思いますが、それについては特にお考えではないですか。

○会長 今のご質問は、引退した世代の創業に関してということですね。

○委員 すみません。求職者支援の方です。

○会長 求職者支援。はい。いかがでしょうか。つまり、そういう団塊の世代の、1回、退職年齢を迎えられた方の求職支援というようなことをイメージした施策は何かやっていますか、ということですね。

○委員 ということですね。

○産業振興センター次長 現役を退かれた方につきましては……

○産業振興センター所長 団塊の世代の人たちへの施策ということで言えば、二つの方向があると思います。一つは、会社をおやめになって、今後どう生きていこうかというときに、新しい仲間たちと、例えばNPOなどをつくっていく生き方としての方向です。これについては、社会教育の分野ですけれども、現実に行っていることとして、例えば大人塾というのがあります。そこでは、どう社会貢献をしていこうか、あるいはどういったNPOをつくっていこうかというような活動がなされています。もうひとつは、ハローワークという方向ですが、区としては直接的なことはやっておりません。むしろ団塊の世代の人たちへの対応ということで言えば、どう地域貢献していくか、社会貢献していくか、そういう面での支援を区としてもそれぞれの分野でやっていこうということになっております。就職ということだけでいけば、ハローワークにおまかせしています。そういうのが今の考え方で、むしろ若者の就労支援をどうやっていくのかというのが今一番大きな課題になっています。

○会長 わかりました。就労支援としては若者をイメージされてやっていらっしゃると。高齢者の方に関しては、1回退職された60歳から65歳ぐらいの皆さんに関しては、社会活動をどういうふうにやりやすくしていくかということを中心としてお考えになっているということでは、いらっしゃいますね。その分野に関しては、恐らくどこかに勤めるというのも就労の一つの形態だとは思いますが、創業するというようなことも場合によっては考えられるかもしれませんね。60歳、65歳から創業されるというケースもほかではあるような気がしますので、そういうところを、今、委員がおっしゃったような、高齢者の就労あるいは創業というのを多少どう考えるかというのは、この議論の中で少ししていきたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 先ほどの質問の追加ですが、5年間で支援の予算が倍増しているということですが、これはいわゆる前向きなことに対する予算の増加なのか、あるいは景気の悪化によって区内の事業者が苦境に陥っているための支援活動なのか、あるいは新しい創業者を応援するための支援なのか教えてください。前向きの支援と後ろ向きの支援って、分け方が難しいかもしれませんが、実態はどんなところなのでしょう。

○会長 大体の感じで結構でございます。

○産業振興センター次長 先ほど倍増とお答えさせていただきましたけれども、24年度予算で一番大きいのは、先ほど説明させていただきました中小企業勤労者福祉事業です。勤労

者福祉協会の廃止に伴って区が直営で行うということで、この部分が23年度、あるいはその前と比較いたしますと相当増えております。それから、もう一点は、融資あつせんです。緊急経済対策として3年間無利子、上限500万、この融資制度を毎年行っており、その3年間の利子補給は、全部、区が負担しております。そういう意味では、前向きの増額と言えようかと思えます。

○会長 はい。ありがとうございます。

○委員 やはり、景気悪化に伴う地域事業者の苦境を応援するというようなものが多いというふうに今感じましたが。

○産業振興センター所長 予算の額だけを見ても、この間のリーマンショック以降の動きの中で、やはり融資の関係が大きいですね。これの利子補給というのを進めておりますので、その部分がどうしても高くなってきます。区が新しく始めた事業としてはSOHOの関係ですが、大体毎年同じぐらいの横ばいの形です。あとは今言ったとおりで、福祉関係の事業については区で引き受けるということになりましたので、それらが大きくなったと、そういう状況です。

○会長 はい。ありがとうございます。融資は、どちらかという、今の委員の分類で言えば、少し厳しい状況に対する応援ということでしょうね。ただ、政策のあり方としては、そういうのももちろんあり得ると思いますが、一方で、前向きな融資、例えば創業支援の融資とかいうことも政策としては考えられる。それをどういうふうに考えるかというのは、これからの議論の中で少し議論していきたいと思えます。

ほかにご質問ございますでしょうか。

○産業振興センター次長 委員の一番最初のご質問、若手リーダー養成セミナーの内容でございますが、平成20年度にスタートしまして、平成20年度は作家の浅田次郎さんの講演会を開きました。この内容につきましては、商店街連合会の青年部といつも協議しております。平成21年度はセミナー形式、講師1人の方で全6回、個別テーマを設定して開きました。平成22年度も同様です。昨年度は、青年部が創立40周年ということで、「シャッター通り商店街」という演劇をセッションで上演いたしました。それを見られた方皆さんをお呼びして感想を述べ合い、現実とのギャップはどこにあるか、課題は何か、そういったところを議論しました。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(なし)

○会長 ございませんようでしたら、資料の2の方に入っていきたいと思います。

その2に入る前に、ちょっと私の方から一つコメントをしておきたいと思いますが、恐らく今の資料1の中に出ている施策の中に、大きく分けると2種類あると思います。区が独自の予算でやっている事業、区の独自事業と、ほかの機関から補助金を得てやっている事業です。恐らくこれからの施策を考えていく場合には、そういったものをうまく組み合わせ、独自の財源だけでなく、都の資金であるとか、あるいは商店街活性化であれば商店街活性化センターの資金をうまく誘導しながらやるというようなタイプの、要するに組み合わせでいかに充実させていくかということも検討の対象かなというふうに思いました。

それでは、次の資料の2についてご説明いただきたいと思います。

○産業振興センター次長 はい。それでは、資料2について説明させていただきます。

①番、中央区、②番、板橋区、③番、豊島区、④番、新宿区の中小企業振興に関する条例の抜粋でございます。

各区とも条例の名称が異なりまして、おおむね目的、基本方針・基本理念、基本施策、制定の趣旨というふうに記載してございます。

何が違うかといいますと、対象が、中央区の場合は名称どおり中小企業を対象としていること。板橋区の場合は、産業活性化条例ということで、3段目の基本施策の(1)創業及び新産業、この新産業の創出も対象にしていること。(4)観光資源、こういうことも対象にしていること。それから、(5)都市における農業。ここの農業も板橋の場合は対象にしているところが大きな違いかと思えます。

それから③番、豊島区の方は、基本施策のところを書いてありますように、もう商工業、条例の名称のとおり、対象は商工業というふうに考えているようでございます。

それから④の新宿区、ここは産業振興基本条例ということですので、基本方針・基本理念のところは、主語がすべて「産業振興は、」になっております。それから対象事業は、基本施策の(1)は事業者ですね。それから、(7)が創造力のある産業の育成。それから、(8)が中小企業者、(9)が地場産業、(10)が商店街の発展と活性化ということで、産業振興、産業を大きくくりでとらえている条例でございます。

ですから、今回、杉並でもこの中小企業振興条例を皆様にお諮りしているところでございますが、対象分野をどうしようかという一番大きな課題にあらうかと思えます。後ほど

議論になるかと思えますけども。

それから、柱立てといたしましては、一番左側にありますように、目的、基本方針・基本理念、基本施策、それから各区ともに、区の責務であるとか事業者の責務であるとか、大体、責務規定、努力規定が記載されてございます。

細かい内容になりますので、概要の説明はこのくらいでよろしいでしょうか。

○会長 はい。ありがとうございます。

ここについては、後の議題3番目のところで、「（仮称）中小企業振興基本条例について」という議題を予定しております。その議題を議論するに当たって、ちょっと参考になる資料をお出しいただいているわけではありますが、恐らく議題のところで議論いたしますが、論点としては、対象を何にするか、商工に限るか、それから農業をどうするかということですね。それが一つの大きな論点だろうと思えます。今ご説明いただいた資料2を見ていただきますと、板橋区の場合には産業活性化条例という名称のもとに、農業の振興も入れているというのが板橋区の条例の特色です。恐らく、板橋区にはそれなりの振興すべき農業があるということだろうと思えます。杉並の状況をどう考えて、その対象をどうするかというのが一つの論点だろうと思えます。

それからもう一つは、創業に関する視点だろうと思えます。新しい事業、新しい産業をどういうふうにとらえるかという視点だろうと思えます。先ほどの資料1のご説明にもありましたように、キックオフ/オフィスというのは、新しい産業をどう興していくかということについての施策の一端がここに出ているわけですが、先ほど私がご質問いたしましたように、どんな業種があるかという、そこは従来型の工業とか商業とはくくりにくい新しいタイプのIT産業であるとか、恐らく何らかのサービス産業というのも入ってくるだろうと思えます。先ほど委員から高齢者の就業のところ、高齢者が何か新しい事業をやるというときに、その考えられる産業というのは、どちらかというサービス業的なものが多いかもしれませんね。そう考えてみますと、新産業の創出というのを、あるいは創業というのを考えるときには、産業の分類が少し広がるということになると思えます。そういうところを杉並の場合はどう考えていくかというのが議論の論点ではないかと思えます。

それで、資料2につきましては、後ほどの議題のところで詳しく皆様のご意見をいただきながら、またほかの区はどうなっているかということについてもご質問いただければと思えますので、資料2についてのご説明は以上にしたいと思えます。

資料3についてはいかがでしょうか。

○産業振興センター次長 それでは、資料3について説明させていただきます。

資料3を1枚おめくりいただきますと、条例の全文が、表面、裏面で記載されてございます。これは平成16年12月が公布日として、施行日が裏面の附則、一番最後でございますが、平成17年4月1日です。先ほども申し上げましたように、第1条 目的、第2条 定義、第3条 基本理念、第4条 商店会の責務、第5条 事業者の責務、それから裏面に行きまして、第6条が区の責務、第7条 区民の協力、第8条 委任というふうな条立てになっております。

この目的でございますが、ちょっと読まさせていただきますと、「この条例は、商店街が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、商店街における商業等の活性化（以下「商店街の活性化」という。）を図り、もって区民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と。商業等の活性化を図ることが主目的でございます。

第3条の基本理念でございますが、「商店街の活性化は、商店会及び事業主が主導的役割を担い、杉並区（以下「区」という。）と協働して、区民の理解と協力を得て推進されなければならない」と。主体は商店会と事業主だということを、ここではっきり明記しております。

それから、商店会の責務といたしましては、第4条でございますけども、1項で、「商店会は、にぎわいと交流のある場をつくるために、地域と連携して、商店街の活性化に努めなければならない」と。それから3項でございますが、「商店会は、その組織の基盤を強化するため、会員数の増員等に努めなければならない」と。

それから裏面へ行きますと、区の責務でございますけども、「区は、国、東京都、商店会及び事業者と相互に連携を図りつつ、次に掲げる商店街の活性化の施策の推進に努めるものとする」というような規定で、5号までの記載がございます。

では、1枚目にお戻りいただけますでしょうか。この条例の制定経緯でございますけど、1番、平成16年第四回区議会定例会に、商店街における商業等の活性化に関する基本的事項を定める必要があるということで、当時の杉並自民議員連盟13名の議員と1名の賛成者から、議員提案として議案が提出されました。通常、条例は区長が議会に提出しますが、杉並区議会史上初めての政策的な議員提案条例として可決されました。そういう経緯がございます。施行日は17年の4月1日です。

それから、2、条例制定時の背景でございますけども、都内の商店街で未加入店が増加しておりまして、商店街事業の負担が地元商店に集中するなど、商店街組織が弱体化する一因となっていたと。

杉並区においても、商店街は区民生活の利便性の確保やまちの活力という面から、地域社会を構成する重要な核であるという位置づけを認識しておりまして、その商店街の活性化は重要な課題であると捉えていたと。

ちなみに商店街における未加入の率でございますが、平成13年度、ちょっと古い数字で申しわけございません、杉並区は未加入率が10.2%、東京都は13.5%ということでございます。

この商店街活性化条例のきっかけは、平成16年4月に「世田谷区産業振興基本条例」、世田谷区が条例を改正いたしまして、産業振興基本条例の中に商店街の活性化部分を入れたというようなところで、世田谷さんは、この条例改正後、約500店の加入があったというふうに聞いております。増加したと。その世田谷の条例改正をきっかけに、うちの区も、また他区も同趣旨の条例の改正あるいは施行、そういう動きが加速したということでございます。

3番、条例施行後の主な取組でございますが、第4条の商店会の取組みといたしましては、にぎわいと交流の場の創出、各商店街でイベント事業。この年間100件というのは、杉並区全体で100件という意味でございます。街の駅、これは井荻と高円寺に二つ設置されました。それから経済交流事業、年間5〜7件。その他、阿佐谷ふるさと館建設。これは阿佐谷パールセンターの中心でございます、阿佐谷パールセンター商店街の事務局的な位置づけと、それから、その地域の周りの商店街さんのコミュニティの場というふうな位置づけでございます。それから、与謝野晶子サロン。

それから、地域との連携では、これは花と緑の井草まつりというのがありまして、これは東商さんが主催というか、主体というか、中心になって過去3年ほどやってきております。それから、快適な買い物の環境の整備ということで、商店街装飾灯の整備であるとか、今現在、ここ数年はLED化もこれに入ろうかと思っております。それから、防犯カメラの設置やカラー舗装。それから、組織基盤の強化といたしましては、商店会加入マニュアルの作成・配布、それから共通商品券事業による加入促進と。

それから、事業者の取組みといたしましては、経営基盤の強化として、産業融資資金を活用されていたり、それから、商店会への加入・応分の負担。ここの応分の負担といいま

すか、加入率自体はちょっと低下しているというようなところでございます。

きょうお配りいたしました産業実態調査、この商店実態調査によりますと、商店街組織への加入状況につきまして、「加入している」のが67.5%、「加入していない」のが27.7%と。加入していない理由につきましては、「効果が少ない」が28%、「勧誘されていない」が28%、「会費が高い」9.3%、それから「仕事を増やしたくない」が9.3%などでございます。

それから、杉並区の商連加盟商店会数とそれから商連加盟商店数の推移が平成16年から23年まで記載のとおりでございます。平成16年からですと、商連加盟商店会数は1減、それから商店数はおおむね200減、このようになってございます。

それから、区のこれまでの取組みでございますが、情報の提供といたしましては、商工だよりの発行であるとか、区広報紙・HPへの情報掲載、それから融資のあっせん・助成金の交付ということで、先ほど説明させていただきました各種融資あっせんを行っておりますし、商店街の助成金も各種ございます。

それから、経営相談、それから指導、これも窓口で中小企業診断士による経営相談あるいはアドバイザー派遣を行っている。

それから、商店会組織基盤の強化ということで、加入マニュアルの作成・配布における協力を行ったり、なみすけ商品券、これはプレミアムつき商品券でございますが、過去3年発行しております。23区でも一番プレミアムの額の高い商品券を杉並区は発行しておりますけれども、この助成を行っているというところでございます。

最後に、現状と課題でございますが、条例上、事業者の商店会への加入等が努力義務であるということもあって、加入促進には必ずしもつながっていないというような状況になっているところでございます。

以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。ただいまの資料3のご説明は、資料2と連動しております。既に杉並区においては、平成17年4月から商店街における商業等の活性化に関する条例というものが既に施行されております。ですから、中小商工業の一部についてはこういった条例があるということです。それとの関係で、中小企業振興条例をつくる場合、それをどう考えるかというのが1点。それから、その中小企業振興条例だけでいいのか、農業はどうするのかという議論が2点目の論点としてあると思います。

早速、資料についてご説明いただきましたので、その資料についてのご質問も含めまし

て、きょうの議題3「（仮称）中小企業振興基本条例について」の議論をこれから進めてまいりたいと思います。

論点は、ここできょうお考えいただくことは、もうこの条文で行こうではないとか、そういうことではなくて、これからこの審議会で条例について議論を進めていくに当たって、どういう分野を対象にした条例をつくる必要があるのか、あるいはないのか。つくる場合に、既存の商店街における商業との活性化に関する条例との関係はどう考えたらいいか。それから、商店街に関する部分もこの内容でいいのか。もう条例施行から7年たっておりますから、そこについてはどう考えたらいいかということこれから少し議論していきたいと思います。

ただいまの資料2、3のご説明も含めまして、今のポイントとして私が申し上げた点について皆様のご意見を承っていききたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 商店街に関連しているものですから、商店街の活性化条例について、私はすごく不備な部分が多いなと思っています。1枚目の裏面の5番ですか、未加入店の加入促進には必ずしもつながっていないという問題がある中で、少しずつですが、未加入の店舗は減っているという現状もあります。ただ、大きな資本のテナントさんの、この活性化条例何するものぞといった商店会に対する無礼千万極まりない態度が、このところまた際立って感じられます。やはり一つの商店会を形成するには、どうしても負担する部分、これは絶対必要な部分なんです。大型店がかたくなに商店会に加入しないという現実がある。この商店街活性化条例も行政的な部分で指導ということも考えて、これから先、そのことに関して議論していただきたいなと私は考えております。

○会長 はい。ありがとうございます。商店街の活性化条例が平成17年、今から7年前にスタートしていますけれども、今の商店街組織への未加入事業者、特にナショナルチェーンの未加入事業者の問題というのは、まだ決して解決しているわけではないと。それに対する政策的な対応を考える必要があるというご指摘だったと思います。

ほかはいかがでございますでしょうか。

○委員 実は、今の条例は、区議会議員が自主的に初めてつくった条例なのです。世田谷区は産業条例というのがあって……

○会長 産業振興。

○委員 ええ。産業振興条例というのがあって、そこに何行か加えたんですね。ですけど、杉並区にはそういう条例が全くなくて、イロハから勉強して、つくってくれた条例なんで

す。これは平成16年12月7日の区議会の最後の日に、全員一致で、反対者1人もなくて可決されたという、非常に珍しい条例なんです。この条例の前に、どうしてこういう条例を我々はつくったかというような趣意書というのがついているんです。

○会長 なるほど。

○委員 それを読ませていただきます。よろしゅうございますか。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 杉並区商店街活性化条例趣意書。杉並区は、今日まで住宅都市として発展してきている。高い住民の意識にも支えられ、福祉、環境、教育などに対する区の施策はその先進性を十分に発揮してきている。しかし、商業については、大規模な商業集積を備えた周辺地域への顧客流出等により、区の振興施策が十分な成果を上げてきたとは言えない。また、各個店みずからの創意工夫や自助努力のみでは、商業活動の核となる商店街の活力とにぎわいは、維持していくことが困難な状況である。そこで商店会が商店街の中で営業活動を行っている事業者の経営安定に寄与するため、その組織基盤を強化し、事業者の商店会への加入を促進し、消費者の購買力を地元へ向けていくことが杉並の商店街活性化とまちづくりへの一歩になることを期待し、この条例を制定すると。こういう趣意書が先についているわけです。

それで、今、委員の方から出ましたけれども、どうしても大きな事業、例えば居酒屋チェーンとかそれからコーヒーショップとかというところは、これはもう、幾ら言っても入らないのですね。それで、社長みずからは、さも地元貢献してますよというようなことを言いながら、地域のイベントに集まってきたお客さんたちには、いらっしゃい、いらっしゃいということをするのですけれども、その応分の負担というのは一切拒否をしているという現状なのです。それをどういうふうにしたら応分の負担をしていただけるかというのが、今の委員からの提案でございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。商店街活性化条例というのは、恐らく杉並の商店街活性化条例というのは、今、委員からご説明がありましたような、区の中からの沸き上がる議論を踏まえてつくられたものであると、それなりの重みがあるというご説明だったと思います。しかし、それでもなおかつ課題は残っているということで、それに対してどう考えていくかというのがこれからの議論の中身、我々が議論していくべきテーマになろうかと思えます。ありがとうございました。

○委員 資料2、資料3——資料3はまさに杉並版でございましたね。これも十分理解できました。しかし、中小企業憲章、杉並区の条例からもう6、7年もたっている。その間に、まちは大きく変わっています。地域の方は、一生懸命、昔の伝統・文化を重んじながらまちづくりをやってきて、徐々に環境を整えてきました。そうしますと、外来のいわゆる商業イズムに基づいた大型店は続々と来ます。そして、一月たつと、まちが異変します。幾ら憲章をつくろうが条例をつくろうが、これは私どもが念願とする理想像だけでありまして、行政はこういった現実の環境の変化を考えていく必要があります。ここにいらっしゃる方全員、ここに書いてあることは十分に認識しておられると思っております。私もその一員でございます。では、どうするか、ということなのです。

新しく来られるテナントさん、フランチャイズ、大型店、スーパー店など、もろもろありますが、そのまちな目抜き場所にいきなりどーんと出ます。地域に貢献しますという話では、華々しくオープニングなんかもするのですけれども、やはりできてしまえば商店会費はいいじゃないかと。駅前開発とかアーケードをつくるとか、そういったまちづくりのできているところへ、ぼんといきなり上陸する。これはいいのですよ。従来の商店街の方とも手をつないで、地元の企業の一員として最低限の基本的な商業主義を整えてくれるならば、地域活性化の牽引力になってくれる。ところが、いや、地域のことはもう関係ないよと。テナントの店長様は本店の方の社長さんの顔色ばかりうかがって、地域は全然関係ない。

だから、これは行政としても力を入れてくれないと困ります。事実、シャッター通りは増えています。後継者も不足しています。苦境時代に入っているわけですね。いつになったらトンネルを抜けるかわかりません。ですから、こういう条例づくりは大事なのです。外から入ってこられる方にも大いに勉強していただいて、同時に、杉並区としても、地域への協力体制をうたってもらいたいです。商店街だけ、1団体だけ、商工会議所だけ、法人会だけではなく、何か行政としての大きな窓口、これを創設してほしいと思います。

杉並区も今後を考えますと、やはり、発展する新進企業は大歓迎なのです。その人たちにまた大きく稼いでもらい、税金もしっかりと杉並区に納めてもらう。同時に、地域の在来の商店街関係ともがっちり手を組んでもらう。そういう大きなまちづくりをこの産業振興でやっていけたらいいのかなと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。先ほどの商店街のお話に加えて、今、委員からのお話

は、新しく杉並で事業を行う、そういった産業も振興していく必要があると。こういうご意見だったと思います。

ちょっと皆さんにここできょう議論していただきたい論点の一つに、区長からの諮問には、（仮称）中小企業振興条例ということについてどう考えるかという諮問がございました。既にその諮問の背景、理由、バックグラウンドは、商店街活性化条例はあるけどもそれだけで足りるかという趣旨だろうと思います。さらに、前回の会議でご説明いただいた資料には、この杉並には農業のウエートも高い。農業の存在意義というのでしょうかね、杉並における存在意義というのが大きいという話がございました。そうしますと、商工中心で考えていいのか、あるいは農業も加えるのかという論点があると思います。

ちなみに資料2でご説明いただきました各区の条例では、板橋区が農業も加えた形で、産業振興活性化を目的とする条例にしております。資料にはございませんが、先ほど安尾次長からもございましたように、世田谷の場合も産業振興条例になっているわけですね。では、そういう、農業を入れた形、全体、商工産業全体を加えた形で振興の枠組みをつくるか、中小企業という形でむしろ振興の対象を絞るかというのがこれからの作業の大きな分岐点であるような気がいたしますが、それについて皆さんのご意見をいただきたいと思っております。

その際に、私からの提案ですけれども、私はやはり杉並らしさとは何かということも踏まえた上で、今のことが議論されるべきだろうと思います。ちなみに資料2を見てみますと、中央区、新宿区には農業は入っていないんですね。考えてみれば当然ですよ。中央区に農業はないわけで、それは当然農業以外の産業で振興が図られるということになるというのはもちろんだらうと思います。ちなみに板橋区は、まだ都市農業が残っている。世田谷も相当多摩川沿いに農業が残っている、あるということで、それをどう生かすかということが議論されているわけですが、果たして杉並はどうかということ踏まえて中小企業振興条例で行くのか、少し農業も入れた産業振興条例で行くのかについて、皆さんのご議論をいただきたいと思っております。いかがでございませうでしょうか

○委員 まさしく会長のおっしゃるとおり、緑豊かなすばらしい杉並区のまちづくりと、こういう基本構想もできていまして、いよいよ具体的な形でスタートしたわけでございます。杉並区は本当に都内でも有数の緑の多い、農地のしっかりしたところもございませう。その比率、宅地化していく比率はまた別問題でございませうけれども、この基本構想の中に、

産業振興審議会として具体的に3年ごとの見直しもございますので、十分私らの立場から要望をしていったらいいのかな、そんな感じでおります。

以上です。

○会長 はい。

ほかの委員の方々いかがでしょうか。

○委員 今、農地のことで皆さん討議していただいているわけなのですが、我々の立場から言わせていただければ、杉並で55ヘクタールありますので、やはり産業の方と商業、そして農業もその中に加えてほしいと思っております。この間の資料の中にアンケートにもありましたけれども、地域住民の方が農地を大切に思っているということもありますので、やはり住んでいる方が求めているものを作ってほしいと、そういうふうに思います。そんなことでお願いしたいと思います。

○会長 はい。

委員、いかがでしょうか。

○委員 杉並は、たしか東京23区の中で5番目か6番目に農業が盛んな——特に年によって5位になったり6位になったりしているのですが、盛んなところです。杉並区の中でも場所によって商店街や農地それぞれですが、地元の特色を出してほしいと思っています。

商店街については、先ほどお声があったように、今、本当に大型店が進出してきて、どこも同じようなまちづくりになっております。そして、来る者を拒むということとはできないことですが、少なくとも何らかの歯どめになるようなものをぜひつくっていきたいと思っております。

農業に関しても、杉並の特色ですから、それを中小企業だけではなくて、ここに入れていただきたいと思っています。それから、板橋区の条例では観光資源という項目もありましたが、例えば阿佐谷でしたら阿佐谷文士会とか、荻窪もいろいろな方が住んでいらっしゃいましたし、そういうものも生かせるようなことも含めたいと思っていますので、中小企業ということに絞らない名称にしたいと思っております。

○会長 はい。ありがとうございます。

ここは大事な点だと思いますので、皆さんのご意見をいただきたいと思いますが、ほかの委員の方々いかがでしょうか。

○委員 55ヘクタールの農地があるというふうに伺ったんですけども、まず何がとれ

るかというのをお聞きしたいんですけど。

○会長 委員にお答えいただくのがいいかもしれない。

○委員 私も余り詳しくはないのですが、キュウリ、トマト、ナス、コマツナ、大根、キャベツ、ほとんどとれますね。ブルーベリーもやっている方もいらっしゃいますし、あとは、農業者の委員の方に少し言っていただければ。

○会長 はい。では、委員、いかがでしょうか。

○委員 そうですね。今出てきた名前のは、もうかなりの量が生産がされておりますが、あと花とか植木といった園芸も長い伝統がございます。切り花は余り多くないのですが、鉢物とかポット物、それから、ゴーヤの苗、そういったものは相当量が出荷されています。大体60軒ぐらいの方が自分の家で消費する以外に販売をしています。いろいろな即売会や、農協さんの生産部会とか青壮年部会、それから農協の店として販売しています。杉並区内には二つの農協が今は合併して一つになっており、城西支店と杉並中野支店があり、その中でいろいろやっております。この次の会合にはぜひその資料を提出させていただきたいと思っています。自分の家の自動販売機で販売している農家も区内で40軒ぐらいあり、なかなか表へ出てくるほどできません。その販売形態から、一つのをたくさんつくるのではなくて、多種類で、そんなに多くなく、その中で無駄がないように売り切るということになります。あとは、本当に大きな杉並区の農業祭だとか、農協の即売会とか、ある程度まとまった量がさばける場合につくっています。結論としては、今の傾向では、商店街さんとか、いろいろな地域の行事に、いわゆる即売会として、とりたて野菜の直売とかの形で参加させていただくという方向で、しばらくは進んでいけるのではないかとこのふうには思っております。なかなか新規事業は、品物がそろわなくなってくるという問題もありまして、難しいです。その辺を頭の中に皆さん入れていただいて、議事の方を進行していただければ助かります。

○委員 ありがとうございます。では、確定して生産量があるというわけではないという感じなんですかね。

○会長 えっ。

○委員 確定した生産量が一定的にあるというよりは……

○委員 その意味が、どういうことなのか……

○委員 例えば、杉並の特色を出すのであれば、杉並のものを使ったレストランなり何なりを開くとか、そういうのをシステムを行政の方によくサイクルできるようにやって

いただくとか、そういう手もあるのではないのかなと考えると、やはり農業というのは、商工の会、システムの中には入れてあげた方がいいのではないのかなということ、伺ってみました。

○会長 はい。ありがとうございます。ただいまのご意見は、農業も入れて、システムとして、産業システムとして杉並の活性化を図ると。こういうご意見でいらっしゃいますね。

○委員 緑豊かな杉並ということでございますので、農地で宅地を増やさないということだと思います。今、農業をおやりになっている方が、それだけで生計を立てているとは思えません。当然、何か土地を利用して、プラス農業という形でおやりになっていると思います。ですから、これからどんどん増やすということはまず考えられませんので、結局それをいかに減らさないかということだと思います。60%の方が自分で販売されているというような状況でございますので、ここは考えるべきことですね。ところが、今の現状でいくと、後継者もないし、どんどん減っていくのではないかと思います。その場合に、杉並区としては、それを減らさないためにはどうしていくかということまで考えなければいけないと思います。これが1点。

それから、私は商店会ではございませんので詳しくはわかりませんが、商店街を歩いてみますと、最近ここ10年ぐらい、商店をおやめになると、そこにマンションがつくられて、それで1階に店舗がなくなるという傾向が見られます。マンションがどんどん建って、今まであった店がみんななくなって、商店街として成り立ってないわけですよ。そうすると空き店舗も増えてきます。例えば条例とすれば、建築基準法じゃありませんけども、そういう商店街に建てる場合は1階には店舗を必ず構えるとか、そういった条例も一つ必要ではないかと、そのように思っております。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。都市は、特に大都市においては、今の問題というのは非常に重要な問題で、ともすれば家賃が高くとれるオフィスとか、そういうところになりがちだと。商店街が虫食いになるということもありがちなわけですが、そういう状況を踏まえて商業の活性化をどうするか、商店街の活性化をどうするかというのはこれからの非常に大きな課題だと思います。

それから、ほかの皆さんのご意見はいかがでしょうか。

○委員 農業についてはそういったいろいろな課題があるんですけども、何らかの

活用方法というのを考えていったらどうかと思います。例えばさっき言った、それを商店街と組み合わせるとか、何かお店に対応するとかですね。それと、現実的には、減少傾向にあるので、その対策も必要ですね。チェーン店関係については、仲よくするという意味の対応が必要ではないかと思っています。チェーン店というのは全国展開でやっていますから、杉並がよくなって、それが事例になればほかの区もよくなっていくわけですから。それと、先ほど高齢者、60代の雇用という話も出ましたが、創業というところにやはり若い人も来れば高齢者も来ますので、創業というプログラムを魅力ある形にさらに改善していけば、よりよくなるんじゃないかと思います。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。今、委員のお話の中に大変大事な言葉が出てきてまして、農業を生かすという言葉が出てきたと思うのですが、減らす、増やすということは、増やすということは難しい。減らすをくいとめるというのは、これはなかなかそれなりに後ろ向きの気もすると。生かすと考えれば、いろいろ打つ手があるかもしれない。さっき委員の、例えば杉並野菜のレストランの話も、農業を生かすということだろうと思いますが、多様な産業をつくっていく、雇用の場をつくっていくということからも大変意味のあるご提案ではなかったかと思います。

ほかにいかがでございますでしょうか。

○委員 農業に関しては、55ヘクタールの農業従事者がいるという部分で、この条例の中に加えてもいいかなと。

それから、最近なんですけど、杉並には、高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪と、JRが通っていますけども、そこに駅ナカという商店ができています。そういうところの対処として、商連に入るなり、四つの駅が一つの商店会をつくってもいいと思いますよ。一駅一駅に商店数は少ないのですけれど、そういう形で一つの商店会として何かできることがあるんじゃないかなと、それも考えの一つの中に入れて方がいいかなと思います。

○会長 ありがとうございます。これも大変大事な指摘で、要するに、従来、商業振興というのが、何というか、伝統的な商店街のイメージだけで議論をされているのが事実なんですよね。それを都市の中の商業ということだとすると、もちろん阿佐ヶ谷の駅のこちら側にある商店街みたいな、とても雰囲気の良い、伝統的な商店街としての活性化というのも大事だと思うし、今、委員のおっしゃった、駅ナカのような新しい商業形態、商業集積、これをどう考えるかというのも一つの議論だと思いますね。そういう意味では、商店

街の活性化なのか、杉並の商業の活性化なのか、そういうことを少し議論しながら、これからの条例の議論もやっていくということが必要ではないかと、こういうご指摘でございますね。ありがとうございました。

ほかにいかがでございますでしょうか。

○委員 すみません。代理の参加で、大変申しわけないんですけども。範囲の話ということであると、先ほど現役を退かれた方は新しい創業の形があるというようなお話がありました。実際、私も本部でNPOだとかコミュニティビジネスだとか、その辺をいわば専門的にやっているんですけども、杉並区の一つの特徴としては、やはりNPO法人の数が圧倒的に多いという特徴があるのかなと思います。40年間会社勤めされて地域に帰ってきた方が、本当に文句のつけようのないノウハウと人脈と経験をお持ちになって、新しい形で創業して地域の課題を解決するみたいなことが現行われています。この条例の範囲として、NPOという表現にするのか、コミュニティビジネスという表現にするのかはともかくとして、そういった方々が、区の新しい公共の担い手というようなイメージを想定して考えていかれたらいいのかなというふうなことを思いました。

○会長 ありがとうございます。今、委員から、コミュニティビジネスという新しい言葉が出てきました。要するに、仮に産業振興ということで、幅を、農業を加えるという議論を今していたわけですけど、そういう商工農業という議論だけでなく、従来にないビジネスのあり方、そういうことも生まれやすい環境にあるので、そういう新しく生まれるビジネス、ITもそうかもしれません、あと、アニメーション産業みたいなものもありますが、新しいタイプの産業、それからコミュニティビジネス、そういったものも視野に入れた振興条例にするということが必要ではないかと、こういうご意見だったと思います。

ほかにまだ、この問題についてご発言いただいている方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 農業の問題は皆さんおっしゃるとおりです。産業というのは総合力ですから、商業、工業、農業、サービス業、不動産業、すべて含めて産業振興だと思いますので、農業には、ぜひ入っていただいた方がいいと思います。今のところ、そういうところですね。

○会長 はい。ありがとうございます。

これで皆さんのご意見をいただいて、あと副会長のご意見もぜひ伺った上で、ちょっとこの議題をまとめたいと思いますが、副会長のご意見はいかがでしょう。

○副会長 私も皆さんと同じで、やはり失われつつある都心の農地といいますか、緑地

を保全するという事は、環境保全という観点だけではなくて、先ほど出た観光とか農業の活性化と、あと、ひいては環境の教育という観点からも大変重要な政策課題だと思いますので、ぜひ取り入れていったらいいのではないかと思います。その点からも、先ほど会長からおっしゃられたように、板橋区の条例のように、中小企業のみではなく、やっぱり都市農業や観光による産業の活性化も視野に入れた議論が今後ここでできればいいのではないかというふうに思っております。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。また、今、観光という言葉も出てきましたが、さっき委員のご議論の中には不動産という言葉も出てまいりました。まさに杉並区には既に多様な産業の芽があるし、また、コミュニティビジネス、あるいはアニメーション産業のような、新しいタイプの産業もございます。産業の振興というのは、裏を返せば雇用の場をつくるということ、住みやすい環境をつくるということにもつながることだろうと思います。そういう雇用の場という観点からしますと、若年者の雇用、従来の区の政策が対象としております若年者雇用をいかに進めるかという対策だけではなくて、60歳を越えて、最初の人生から次の人生に変わる——それを高齢者と呼ばば、高齢者の雇用も含めた産業、雇用の場、すなわちそういった幅の広い産業をどう考えていくかということが杉並の産業振興の課題であるということについての確認ができたと思います。

諮問にございました中小企業振興条例、ないしは産業振興のこれからのプランということについて、我々はこれから議論していくわけですが、その一つの出口として、条例を検討するという事について部会をつくりまして、この全体会議のほかに部会をつくって少し議論をしていただき、その部会からご報告をいただく形でこの全体会議で1回まとめると、こういう手順にしていきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(了承)

○会長 よろしゅうございますか。そうしましたら、幅の広い産業を念頭に置いた産業振興条例という名前にするか別の名前にするかはまたご議論があると思いますが、そういった、農業も含めた、あるいは観光産業、それからコミュニティビジネス、アニメーション産業も含めた幅の広い産業を念頭に置いた振興条例についての考え方を整理する部会を、条例検討部会とでも申しましょうかね。条例検討部会を設置させていただきまして、そこでご議論をいただこうと思います。

私の方から提案をさせていただきたいんですが、その条例検討部会の部会長に副会長

をお願いしたいと思うのでございますが、まず副会長いかがでしょうか。皆さんのご意見を聞いてからの方がいいね。皆さん、それでよろしゅうございますでしょうか。全員ではなく、何人かの委員をまた別途お願いをして、数人でそのご議論をいただくということにし、その部会長を副会長にお願いをしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(了承)

○会長 よろしゅうございますか。副会長、皆さんの意見はそうなっていますが、よろしいでしょうか。

○副会長 微力ながら皆さんのお力添えをいただきながら頑張らせていただきますので、よろしく願いいたします。

○会長 はい。そのときに、ぜひ、いろいろ他区の条例もよく検討していただいたらいいんじゃないでしょうかね。ここにある四つの条例だけじゃなくて、ほかの条例も結構あります。その上で、ぜひお願いしたいのは、杉並らしさを盛り込んだ条例をつくるということをし少し念頭に置いていただきたい。要するに、金太郎あめ、どこでも同じ条例じゃ、我々も議論する張り合いがないですから、せつかくですから、杉並の現状を踏まえて、杉並が杉並らしくなる、もっと杉並らしくなるにはどういような産業振興条例がいいかということをご検討いただきたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○会長 じゃあ、そういうことにしたいと思います。ありがとうございました。

委員のメンバーは、後ほどまた事務局とも調整して、数人という感じで進めてまいりたいと思います。

大体きょうの議題はこれで終わりなんですけど、これからの議論の進め方について、今のような幅の広い産業振興条例をつくるとするならば、少し、幅の広い検討もしていかななくてはならないということで、次回以降の検討の進め方について、事務局のほうからもしご提案があればお願いしたいと思います。

○産業振興センター次長 それでは、今ちょっと資料をお配りさせていただきます。産業振興審議会の進め方というA4横の資料でございまして、第1回でお配りした資料とは若干異なっております。今、皆様方にご了解いただきました条例検討部会が入ってございます。それから、個別テーマ、この審議会でおおむね月1回の開催、星印でございますが、個別テーマを少し設定したらどうかというふうに思っております。それから、アニメと農業に

つきましては、右側の方にありますけども、アニメ施策に関する懇談会。これはアニメに関する有識者の方5名で構成する懇談会を今月開催したところでございます。それから、都市農業意見交換会、これは区内の都市農業に従事している若手農業者からいろいろなご意見を今伺っているところでございまして、これも第1回を開催し、今月第2回を開催するところでございます。8月ぐらいにそのアニメの懇談会と都市農業の意見交換会、この中間報告をそれぞれのメンバーの方からこの審議会の方に報告していただいて、条例検討部会の方は8月、9月、2回ぐらい開いて、条例検討部会の方はすべての分野、今お話がありましたように、商業は当然ですが、アニメ、農業も含めるとしたら、この報告、ここの審議会でのご議論を踏まえて、条例検討部会を8月、9月に開いて、そして9月の検討部会の検討結果を9月の審議会に報告をし、10月ぐらいに答申をいただければというようなあらあらのスケジュールでございます。

個別テーマの設定につきましては、じゃあ、会長、少しお考えをよろしいですか。お願いします。

○会長 はい。個別のテーマを7月以降、7月、8月と2回にわたって議論をしていきたいと思っておりますが、ただいま次長の方からご紹介のありましたアニメと農業については、それぞれ別のグループで議論が進んでおります。まだその結論が出ているという段階ではないんですが、その中途の状況をこの場でご紹介いただいて、みんなで議論するというふうにしたらよろしいのではないかと思います。それから、次回7月については商業を扱おうと思っておりますが、少し幅広く、商店街も当然商業の中心ですが、観光という要素も大変大きな視点だろうと思っております。それから、駅ナカの問題というのも確かに非常に重要な問題だと思います。そういった観点、それを商業者、商業振興という観点と、杉並区民、消費者の視点から見てどういう期待があるのか、現状についてどういう課題があるのかということもぜひ出していただいて、そういった視点も入れた幅広い商業についての議論をしたいと思っております。先ほどの商業につきましては、現在、商店街活性化条例というのがございます。これについて、私はこれは自発的にできた条例というか、全国で初めてだろうと思っておりますが、区議会から出て、全員一致でできた条例ということですから、重みがありますよね。それを踏まえながら、しかし7年たっているわけですから、それでいいのかという議論もあると思っております。そういったことと、もし産業振興条例をつくらした場合には、その中で商業は溶け込ませてしまうのか、あるいは別立てでいくのか、別立てでいくというのは、どういうふうリンクして、商業活性化は商業活性化、産業振興は産業振興で出し

て、その中でどうリンクするのかという議論もあると思うんで、そういったことも踏まえた議論を、次回7月にはしていきたいと思います。

それから、先ほど委員からもありましたように、コミュニティビジネスという議論がございました。それから、先ほど委員から、高齢者の雇用の場という議論もありました。そう考えてみますと、商業、観光で尽くせない、新しい産業分野もあろうかと思います。これは恐らく区の中の行政では産業振興というカテゴリーに入るのか、別のカテゴリーに入るのかという議論もありますが、そこら辺についての議論の整理も次回以降少ししながら、産業振興条例の中でどの幅で産業を念頭に置いて議論していくのかということも、ぜひ議論をしたいと思います。

次回以降、大体そういうようなことを意識しながら、杉並らしい産業の振興、産業のあり方、区民生活とマッチした産業振興のあり方を議論していきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○会長 では、大体そういうことで、これからの議論を進めていきたいと思います。

○産業振興センター次長 最後に、ちょっと何点か。

一番最初は、配付資料のときに説明させていただきました第1回審議会の会議録についてのお願いでございます。時間がなくて申しわけないのですが、回答期日が6月15日の金曜日、内容をご確認の上、メールまたはファクスにてご回答いただければと思います。それが1点。

それから2点目は、第3回の審議会について、7月候補日が今3日か4日と挙がっておりますけれども、皆様方のご都合はいかがでしょうか。時間はきょうと同じ2時から4時。場所は区役所の本庁舎ではなくて、私ども産業振興センター、荻窪の北口のインテグラルタワーに移転しましたので、ぜひそちらを皆様に見ていただきたいという思いも込めまして、7月は、場所は産業振興センターで、日程は3日か4日のどちらか。時間は2時から4時で。

○会長 私、4日がどうしても抜けられない用事がありますので、できれば3日にしていただけると大変ありがたいんですが、よろしゅうございますでしょうか。

○委員 私も第1水曜日というのは東京都の町会連合会の定例日なので、どうしても抜けられないのですね。きょうは代理を出してこちらに来たのですが、できれば5日が私の場合はあいているんですけど。

○会長 では、別途……

○委員 調整してください。

○産業振興センター次長 わかりました。

○会長 別途皆さんに意見を伺って。きょうは決められませんが。

○産業振興センター次長 皆さんいろいろご都合があろうかと思えますけども、最終的には会長、副会長と事務局で決めさせてもらってもよろしいでしょうか。

○会長 皆さんのご都合が合わないかもしれませんので、また調整をさせていただきまして、決めて、事務局から連絡をさせていただきたいと思います。

○産業振興センター次長 はい。ありがとうございます。

○委員 今いる人だけでも、聞いておいた方がいいのではないですか。7名も欠席がいるのでは、これ10名とか十何名欠席したら意味がなくなるのではないですか。

○会長 そうですね。きょう来ていらっしゃらない委員もいらっしゃるんで、別途ご都合を伺って、一番ご都合がいい人が合うという日に決めたいと思います。この場でやらない方がいいですよ。きょう欠席の方も随分いらっしゃいますから。

それでは……

○委員 今、会長だとか、ここにいる人だけ日にちを言って、何日かで一応決めておいた方がいいんじゃないですか。そうしないと、またみんな来られないと困りますから。

○会長 別途聞いてください。この場というか、一人一人お聞きいただいた方がよろしいかと思えます。その上で、きょう欠席の委員の方もいらっしゃいますので、その方のご都合も聞いて、あわせて一番多い日を決めてください。

○産業振興センター次長 わかりました。じゃあ、会長よろしいですか。今皆さんにお聞きしても。

○会長 どうぞどうぞ、結構です。

○産業振興センター次長 では、会長は3日の方がよろしいんですね。

○会長 私は、4日から5日にかけて、名古屋に出張してしまうものですから。

○産業振興センター次長 ああそうですか。わかりました。じゃあ一番早いのは3日と4日、3日がだめな人、手を挙げていただけますか。時間は2時から4時でございます。

○会長 もうちょっと早くしてもいいよ、午前中でも。

○産業振興センター次長 よろしいですか。例えば3日の午前中10時から12時とかは。よろしいですか。大丈夫ですか。

○会長 午前中にしましょうか。

○産業振興センター次長 はい。じゃあ、3日の10時から12時でだめな方はいらっしゃいますか。

(該当者挙手)

○産業振興センター次長 全員オーケーですね。じゃあ、3日の10時から12時で皆さん全員オーケーなので、よろしいですか。そのようにさせていただきます。会長、よろしいですか。

○会長 もう一つ聞いておいていただけたら。6日の日のご都合をちょっと聞いておいて、きょうご欠席の方もいらっしゃると思うんで……

○産業振興センター次長 そうですね、予備日を。

○会長 その方が3日の午前中はどうしても悪いという場合には、もう一つの代替の候補を6日で伺ってみたいかがでしょうか。

○産業振興センター次長 はい。

○会長 6日の午前中ご都合の悪い方はいらっしゃいますか。6日金曜日の午前中。いいですか。午後のご都合はいかがでしょうか。午後がだめな方。

(該当者挙手)

○会長 午後、だめですね。わかりました。では、第2候補を6日の午前中にしましょう。だから、第1候補を3日の午前中、それから第2候補を6日の午前中にさせていただいて、あときょうご欠席の皆さんのご都合も伺った上で決定をして、事務局からご通知をするということにしたいと思います。いかがでしょうか。

(了承)

○会長 はい。ありがとうございます。

では、日程につきましてはそういうことで。

○産業振興センター次長 はい。それでは、きょうの次第はすべて滞りなく終了しました。皆さんご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

では、次回は候補日、7月3日火曜日と6日金曜日の午前、きょうご欠席の方に確認をとらせていただきまして、早急に決めさせていただきたいと思います。

本日は、本当にありがとうございました。

○会長 はい。どうもありがとうございました。